

# 事前審査

受け付けています

- 対象物件：以下に掲げる建築物で、足立区建築主事に確認申請を行うもの
- ・建築基準法上の許可申請を行う建築物
  - ・東京都建築安全条例上の認定申請を行う建築物
  - ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例上の認定申請を行う建築物
  - ・東京都駐車場条例上の認定申請を行う建築物
  - ・その他(地区担当者が受付が可能と判断したもの)

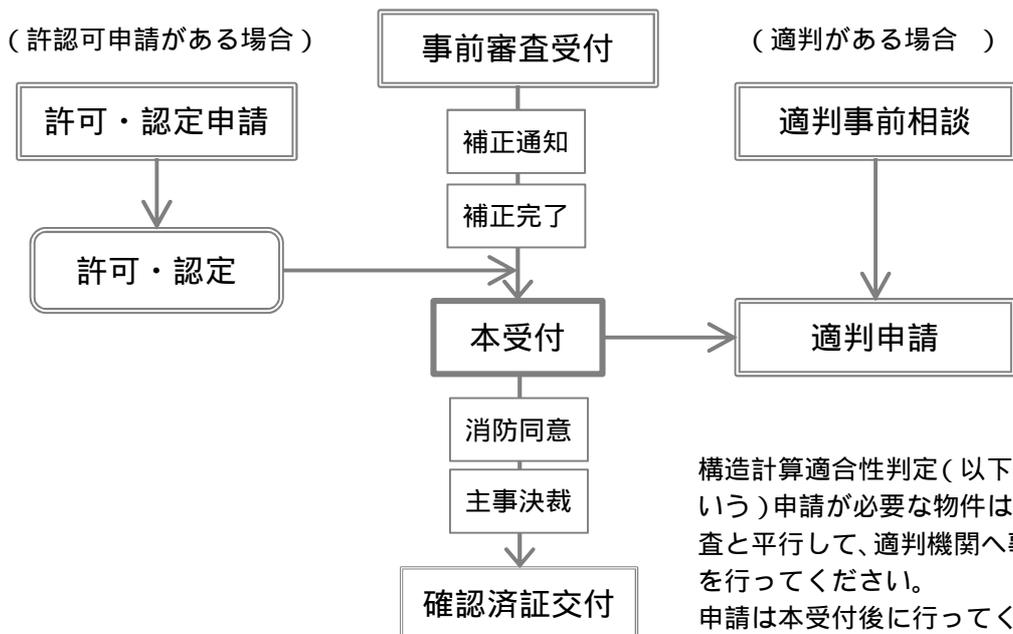
受付期間：許可・認定日の前日まで  
事前審査の期間については、法定日数を目安にしてください。

提出書類：事前審査申込書 一部  
確認申請書 一部  
施行規則に基づく図書<sup>1</sup> 一部<sup>2</sup>

1 意匠図・設備図のみでの受付は可能

2 構造図の審査を含む場合は意匠図のみ二部

手続きの流れ：補正が全て完了した場合、確認申請の本受付を行います(許認可の申請がある場合は許認可日と同日で受付可)。なお、確認申請の本受付には手数料の支払いが必要となります。



構造計算適合性判定(以下、適判という)申請が必要な物件は、事前審査と平行して、適判機関へ事前相談を行ってください。申請は本受付後に行ってください。

問合せ先  
足立区都市建設部建築審査課

審査第一・二係 03(3880)5276  
構造係 03(3880)5279  
設備係 03(3880)5278